

1 委員会審議経過

【総務委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願11種類166件のうち、3種類48件を採択した。

〔法律案の審査〕

恩給法等の一部を改正する法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、本年4月分から、恩給年額、寡婦加算及び遺族加算の年額を増額するほか、短期在職の旧軍人等の仮定俸給の格付けを引き上げることにより、恩給受給者に対する待遇の改善を図ろうとするものである。

委員会においては、3月19日、恩給制度の意義、物価上昇率と恩給の改善率、国籍条項の見直し等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

内閣法等の一部を改正する法律案は、社会経済情勢の変化の中で複雑多岐にわたる行政の課題に一層的確に対応できるよう、内閣官房における総合調整機能を強化するため、内閣官房副長官1人を増員するとともに、近年の災害、事故、事件等緊急の事態の発生の状況等にかんがみ、内閣官房における危機管理機能を強化するため、内閣危機管理監の制度を設けようとするものである。

国家行政組織法の一部を改正する法律案は、最近の国際情勢等にかんがみ、戦略的、機動的な外交の展開及び対外的な危機管理を行い得る体制を整備するため、政務次官を2人置くことができる省に外務省を加えようとするものである。

委員会においては、3月31日両案を一括して議題とし、危機管理監の職務の内容とわが国の危機管理体制、官房副長官増員の理由と内閣官房の総合調整機能の強化方策、政務次官制度の実態と今後の在り方等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、両案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

3月12日、本期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案、総理府関係の施策及び平成10年度内閣、総理府関係予算について村岡内閣官房長官から、総務庁の基本方針及び平成10年度総務庁関係予算について小里総務庁長官から、平成10年度皇室費について政府委員からそれぞれ説明を聴いた。

4月2日、少年犯罪防止対策に関する件、政務次官制度改革に関する件、土地の再評価に関する法律に係る省令の公布手続に関する件、公務員倫理に関する件、戦後処理に係る諸問題に関する件、日朝間における未解決の問題に関する件、旧日本軍七三一部隊に係る資料に関する件等の諸問題について質疑が行われた。

また、4月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成10年度皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管及び総理府所管（総理府本府、官内庁、総務庁（北方対策本部を除く））の予算について審査を行い、極東軍事裁判をめぐる法的諸問題、いわゆる従軍慰安婦問題、中央省庁等改革基本法案の基本理念、少年犯罪対策、総務庁行政情報システムセンターの一般開放の必要性、在外邦人救出のための自衛隊派遣の可能性、財政改革デフレを強行した理由、「七三一」部隊の存在とその細菌実験実施の事実関係、エリツィン・ロシア大統領訪日日程等の諸問題について質疑が行われた。

（2）委員会経過

○平成10年1月22日（木）（第1回）

- 理事を選任した。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年3月12日（木）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に関する件、総理府関係の施策に関する件及び平成10年度内閣、総理府関係予算に関する件について村岡内閣官房長官から、
総務庁の基本方針に関する件及び平成10年度総務庁関係予算に関する件について小里総務庁長官から、
平成10年度皇室費に関する件について政府委員からそれぞれ説明を聴いた。

○平成10年3月19日（木）（第3回）

- 恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について小里総務庁長官から趣旨説明を聴き、同長官、政府委員、総理府及び海上保安庁当局に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第7号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、共産、自由、新社、無
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成10年3月26日（木）（第4回）

- 内閣法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について村岡内閣官房長官から趣旨説明を聴き、
国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について小里総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成10年3月31日（火）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 内閣法等の一部を改正する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)
国家行政組織法の一部を改正する法律案(閣法第23号)(衆議院送付)

以上両案について村岡内閣官房長官、小里総務庁長官、政府委員、大蔵省、通商産業省、農林水産省及び外務省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第22号)	賛成会派	自民、民友、公明、社民、自由、無
	反対会派	共産、新社
	欠席会派	無
(閣法第23号)	賛成会派	自民、民友、公明、社民、自由、無
	反対会派	共産、新社
	欠席会派	無

○平成10年4月2日（木）（第6回）

- 少年犯罪防止対策に関する件、政務次官制度改革に関する件、土地の再評価に関する法律に係る省令の公布手続に関する件、公務員倫理に関する件、戦後処理に係る諸問題に関する件、日朝間における未解決の問題に関する件、旧日本軍七三一部隊に係る資料に関する件等について村岡内閣官房長官、小里総務庁長官、政府委員、自治省、厚生省及び防衛庁当局に対し質疑を行った。

○平成10年4月7日（火）（第7回）

- 平成10年度一般会計予算(衆議院送付)
平成10年度特別会計予算(衆議院送付)
平成10年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(国会所管)について谷衆議院事務総長、黒澤参議院事務総長、緒方国立国会図書館長、藤田裁判官弾劾裁判所事務局長及び濱井裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、
(会計検査院所管)について疋田会計検査院長から説明を聴いた後、
(皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管及び総理府所管(総理本府、宮内庁、総務庁(北方対策本部を除く)))について村岡内閣官房長官、小里総務庁長官、緒方国立国会図書館長、政府委員、外務省、法務省及び防衛庁当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成10年6月18日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第929号外47件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1号外117件を審査した。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）

【要 旨】

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額を増額すること等により、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成10年4月分以降、1.19%引き上げる。ただし、74号俸以上については、平成10年4月分から平成11年3月分まで、0.38%の引上げとする。
- 2 普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成10年4月分以降、1.19%引き上げる。
- 3 公務関係扶助料の最低保障額を、平成10年4月分以降、1.19%引き上げる。また、公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、平成10年4月分以降、13万7,500円（現行13万3,800円）に引き上げる。
- 4 傷病恩給の基本年額を、平成10年4月分以降、1.19%引き上げる。
- 5 傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成10年4月分以降、1.19%引き上げる。また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、平成10年4月分以降、9万10円（現行8万6,510円）に引き上げる。
- 6 普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、平成10年4月分以降、扶養遺族である子を2人以上有する妻にあっては26万8,600円（現行26万3,900円）に、扶養遺族である子を1人有する妻及び扶養遺族である子を有しない60歳以上の妻にあっては15万3,500円（現行15万800円）に引き上げる。
- 7 短期在職の旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族等に給する恩給の年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成10年4月分以降、1号俸引き上げる。
- 8 本法律は、平成10年4月1日から施行する。

内閣法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）

【要 旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化の中で複雑多岐にわたる行政課題に一層的確に対応できるよう、内閣官房における総合調整機能を強化するため、内閣官房副長官を1名増員するとともに、近年の災害、事故、事件等緊急の事態の発生状況等にかんがみ、内閣官房における危機管理機能を強化するため、内閣危機管理監の制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 内閣法の改正
 - (1) 内閣官房副長官の増員
内閣官房副長官の定数を1人増員し、2人から3人に改める。
 - (2) 内閣危機管理監の新設
 - ① 内閣官房に危機管理監を1人置く。
 - ② 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官

房の事務のうち危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。）に関するもの（国の防衛に関するものを除く。）を統理する。

- ③ 内閣危機管理監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。
- ④ 内閣危機管理監の服務について定める。

2 国家公務員法の改正

国家公務員法に定める特別職の職に「内閣危機管理監」を加える。

3 特別職の職員の給与に関する法律の改正

特別職の職員の給与に関する法律の適用範囲に「内閣危機管理監」を加え、内閣危機管理監の俸給を定める。

4 内閣危機管理監について、弁護士との兼職を認めるため、弁護士法について所要の整備を行う。

5 本法律は、平成10年4月1日から施行する。ただし、内閣官房副長官の増員に係る改正部分については、同年7月1日から施行する。

国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第23号）

【要旨】

本法律案は、最近の国際情勢等にかんがみ、高度な判断に基づく戦略的な外交及び各国首脳レベルとの直接の対話を通じた機動的な外交の展開を可能とするとともに、外交上の対応を要する突発的事態に対しても高度なレベルでの交渉を行うなどにより、的確かつ機動的な危機管理を行い得る体制を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 政務次官を2人置くことができる省に外務省を加える。
- 2 本法律は、平成10年7月1日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
※7	恩給法等の一部を改正する法律案	衆	10. 1.30	10. 3.17	10. 3.19	10. 3.20	10. 3.11	10. 3.12	10. 3.13
※22	内閣法等の一部を改正する法律案	〃	2. 6	3.25	3.31	3.31	3.17	3.20	3.24
※23	国家行政組織法の一部を改正する法律案	〃	2. 6	3.25	3.31	3.31	3.17	3.20	3.24